

新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約のご案内

○2020年5月12日より、ビジネスキーパー（休業損害の補償）において「食中毒・特定感染症」が補償される契約プランをご契約いただいた場合、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」が自動セットされます。

○普通保険約款では保険金のお支払い対象とならない、新型コロナウイルス感染症による休業や費用負担による損失に対して、この特約により緊急対応費用保険金をお支払いします。

＜契約プランごとの特約自動セット有無＞

エコノミー	ベーシック	ワイド	ワイドPlus
×	○	○	○

※休業損害の補償にご加入いただかない場合、この特約はセットされません。

＜緊急対応費用保険金をお支払いする場合＞

次のいずれかに該当する事由（事故）により、被保険者に損失等が生じた場合にお支払いします。

① 新型コロナウイルス感染症^(注1)に罹患した者が対象施設^(注2)にいたこと等により、対象施設^(注2)が、新型コロナウイルス感染症^(注1)の原因となる病原体に汚染された場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

② ①の汚染の疑いがある場合における保健所その他の行政機関による施設の消毒その他の措置

（注1）病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルスであって、2020年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りま。

（注2）対象施設には施設（被保険者の店舗等）が所在する建物等を含みます。

＜お支払いする緊急対応費用保険金の額＞

1 事業所につき **20万円**

（同一保険年度^(注)につき他の保険契約等とあわせて1回のみのお支払いとなります。）

（注）初年度については保険始期日から1年間、次年度以降についてはそれぞれの始期日応当日から1年間をいいます。

＜緊急対応費用保険金をお支払いしない主な場合＞

- ・ **事故を伴わない休業および行政機関からの要請等による営業自粛**
 - ・ 事故を伴わない自主的な施設の消毒その他の措置
 - ・ 保険期間の開始日の翌日から起算して14日以内に発生した事故（2020年5月12日以降に締結された新規契約^(注)の場合に限りま。）等
- （注）保険期間中に休業損害補償条項を追加する場合を含みます。継続契約であっても、継続前契約の契約プランが「食中毒・特定感染症」による休業損害が補償されない契約プランの場合は、新規契約として取り扱います。

このチラシは、「ビジネスキーパー」（事業活動総合保険）「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応費用補償特約」の特徴を記載したものです。ビジネスキーパーの詳細については重要事項のご説明またはパンフレット等をご覧ください。

三井住友海上火災保険株式会社

●ご相談・お申込先:

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル
（お客さまデスク）0120-632-277（無料）東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館
電話受付時間 平日9:00～20:00 土日・祝日9:00～17:00（年末年始は休業させていただきます）

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

<https://www.ms-ins.com>